



平成19年9月19日

各 位

会 社 名 株式会社ミスターマックス
代 表 者 名 代表取締役社長 平野 能章
(コード番号 8203 東証第一部、福証)
問 合 せ 先 取締役経財本部長 中野 英一
(TEL 092-623-1141)

管理職の深夜労働に対する割増賃金支払いについて

当社は、本年8月15日に山口県の下松労働基準監督署から時間外労働に関する指導を受けました。この指導を踏まえ、店舗及び本部の管理職者に対する22時以降の深夜労働に対する深夜割増賃金の精算を実施いたします。

今般の指導を真摯に受け止め、今後更なる長時間労働の削減に取り組んでまいります。
尚、本件による平成20年3月期の業績予想の変更はありません。

1. 下松労働基準監督署からの深夜割増賃金に関する指導概要

末武店（山口県下松市）において、管理監督者に位置付けられている店長及び次長に係る深夜の割増賃金の未払いが認められました。労働基準法第41条に規定する管理監督者については、深夜労働に係る割増賃金の適用は除外されていません。全店舗同様の取扱いであれば、調査の上、遡及払いを行うこと。

2. 精算（遡及払い）対応

当社は、管理職者を除く全社員に対しては、時間外労働手当とは別に22時以降の深夜労働に対して、通常賃金の2割5分の率で計算した深夜割増賃金を支払ってまいりましたが、管理職者に対しては、管理職者に対する裁量手当に含まれているとの認識から、その支払いを行ってまいりませんでした。

今般の労働基準監督署からの指導に際し、その認識を改め、指導対象である全店舗のみならず、本部も含めた管理職者に対し、平成19年8月分から深夜労働に係る割増賃金の支払いを開始するとともに、過去2年に遡って深夜労働に係る割増賃金の支払いを実施します。

- (1) 遡 及 対 象 期 間 : 平成17年8月～平成19年7月（2年間）
- (2) 対 象 者 : 295名
- (3) 支 払 総 額 : 約16百万円
- (4) 精 算 時 期 : 平成19年10月の給与支給日
(末武店の店長、次長については平成19年9月の給与支給日に精算を行います)

当社は、店舗段階の作業体系を効率化することにより、総労働時間の削減に努めてまいりましたが、今後、本部も含めた業務の改善・効率化を推進するとともに、特に管理職者各人の時間管理意識を徹底し、時間外労働の削減に向け、全社的な取組みを進めてまいります。

以 上